

山形県最低賃金 効力発生日:平成27年10月16日

1時間 696円(16円UP)

この最低賃金は、県内で働く全ての労働者に適用されます。

【問合せ先】山形労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署

青少年の雇用の促進等に関する法律 (若者雇用促進法)などが10月から順次施行されます!

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、「青少年の雇用の促進等に関する法律」(若者雇用促進法)などが平成27年10月1日から順次施行されます。

マイナンバー制度導入に伴う 年末調整手続について

給与支払者である会社は税務署に提出する申請書、届出書等に各人のマイナンバーを記載しなければなりません。平成28年分の扶養控除等申告書にマイナンバーを記載する欄が設けられていますが、現実的にはマイナンバーの発送が遅れており、会社の年末調整のタイミングまでに間に合わないケースがあります。その場合、年末調整ではマイナンバーの記載欄は空欄で行い、平成28年1月の最初の給与までに収集するといった対応が必要となります。

《マイナンバー制度全般のご相談はこちら》

●マイナンバー専用コールセンター

0570-20-0178

平日9:30-22:00 土日祝日(年末年始を除く)9:30-17:30

※IP電話等でつながらない場合は **050-3816-9405** におかけください。